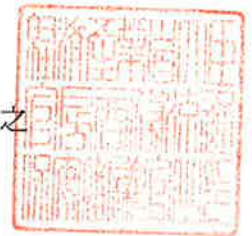


経済産業省

20170329商局第1号
平成29年3月31日

ガス主任技術者の選任に関する特例承認及び特定製造所に係るガス主任
技術者の兼務の範囲に関する告示の運用について

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



ガス主任技術者の選任に関する特例承認及び特定製造所に係るガス主任技術者の兼務の範囲に関する告示の運用に関し、次のとおり定めることとする。

なお、「ガス事業法の運用について」（昭和45年12月18日付け45公局第707号）の通達中、「3. ガス主任技術者の選任に関する特例承認の基準について」及び「特定製造所に係るガス主任技術者の兼務の範囲に関する告示の運用等について」（平成17年4月1日付け平成17・03・07原院第1号）は廃止する。

1. ガス主任技術者の選任に関する特例承認について

ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）第26条第2項ただし書、第94条第2項ただし書（規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第150条第2項ただし書の規定によるガス主任技術者の選任は、当面、次の場合に行うものとする。

次の場合以外の場合であって、承認することが特に必要な特別の理由があるときは、当グループと協議の上、承認の適否を決めるものとする。

(1) ガスホルダーを有する供給所のガス主任技術者として、その供給所に駐在しない者を選任する場合であって、次の各号に適合する場合

イ そのガスホルダーを有する供給所は、遠隔監視及び遠隔操作が同一の場所において可能である供給所であること。

ロ そのガスホルダーを有する供給所は、当該ガス事業者の組織する事故

時緊急出動体制内にあること。

ハ ガス主任技術者として選任される者は、イの遠隔操作の場所に駐在することとなっていること。

(2) (1) の供給所以外の事業場のガス主任技術者として、その事業場に駐在しない者を選任する場合であって、次の各号に適合する場合

イ その事業場に、その事業場のガス工作物の保安を確保するに足りる知識及び技能を有し、かつ、ガス主任技術者の業務を行わせることができる者が常駐すること。

ロ 当該事業者の内部組織上、その事業場を管理する上部組織にガス主任技術者がおり、かつ、そのガス主任技術者がその事業場に係る事業区域内に駐在すること。

(3) 同一の場所に存する製造所及び導管を管理する事業場を1人のガス主任技術者が兼務する場合であって、次の各号に適合する場合

イ その製造所及び導管を管理する事業場のそれぞれのガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の業務について、あらかじめガス主任技術者の代理者が定められていること。

ロ 業務しようとするガス主任技術者は、当該事業者の内部組織上、その製造所及び導管を管理する事業場のガス工作物に関する保安の業務を監督することができる立場にあること。

(4) 製造所（特定製造所を除く。）、ガスホルダーを有する供給所、又は導管を管理する事業場に選任されている甲種ガス主任技術者が規則第26条第3項の告示で定める範囲内において、特定製造所のガス主任技術者を兼務する場合

2. 特定製造所に係るガス主任技術者の兼務の範囲に関する告示の運用等について

規則第26条第3項の規定に基づく他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲（昭和46年通商産業省告示第284号。以下「告示」という。）の運用に関し、以下のとおりとする。

(1) ガス主任技術者の選任

特定製造所に係るガス主任技術者の選任に関して、特定製造所に係るガス主任技術者は、当該ガス小売事業者には雇用され、かつ、常時勤務する従業者のうちから選任すること。

(2) 告示の要件

告示第3号イ中「応急の措置」をとることができる者については、次に

掲げる者又はこれと同等以上の能力を有する者とすること。

イ ガス主任技術者免状の交付を受けている者

ロ ガス主任技術者試験に合格した者であって、免状の交付を受けていない者

ハ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条第1項の第2種販売主任者免状を受け、かつ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の液化石油ガス設備士免状の交付を受けている者

ニ 高圧ガス保安法第29条第1項の製造保安責任者免状の交付を受けている者

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

